

石神井公園 池水に関する下水道料金

| | 下水道料金 (円) | 備考 |
|-------|-----------|-------------|
| 平成26年 | 0 | |
| 平成27年 | 0 | |
| 平成28年 | 0 | |
| 平成29年 | 0 | |
| 平成30年 | 0 | |
| 令和元年 | 0 | |
| 令和2年 | 0 | |
| 令和3年 | 0 | |
| 令和4年 | 0 | |
| 令和5年 | 472,736 | 2月1日~10月11日 |

審査基準

| | |
|--------|--|
| 事務名 | 排水設備設置義務免除 |
| 根拠法令等 | 下水道法第10条第1項 |
| 処理機関 | 各下水道事務所 |
| 標準処理期間 | 40日 |
| 審査基準 | <p>要件</p> <p>1 免除に係る下水は、次に掲げるものであること。ただし、水洗便所から排除される汚水及び雑排水を除く。 (1) 水質汚濁防止法第2条第6項に規定する特定事業場からの下水 (2) 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第2条第7号に掲げる工場及び8号に掲げる指定作業場等からの下水 (3) トンネル又は工事等で発生する湧水のうち、排除先である公共用水域の管理者等から環境に資する用水として特に活用要請があるもの (4) (1)から(3)まで以外の雨水・湧水等であって、特別の処理をしていないもの</p> <p>② 免除に係る下水の排除先が公共用水域であって、当該水域が将来にわたって確保され、かつ、その流末が公共下水道に接続していないものであること。ただし、分流式の公共下水道における雨水を排除する排水管は、免除に係る下水の排除先とすることはできない。</p> <p>3 免除に係る下水の排除時の水質が、各処理区の水再生センターの放流水と同等以上の水質であること。(高度処理を行う水再生センターの処理区にあつては、その放流水と同等以上の水質)</p> <p>4 3の水質基準を恒久的・安定的に維持しうる処理施設を有するとともに、それらを良好に維持管理しうる技術的能力・体制を有すること。</p> <p>5 免除に係る下水の水質状況を測定かつ記録できる次の監視体制を有すること。 (1) 連続自動測定できるpH計及び有機性物質に関する汚染状態を連続自動測定することができる機器を設置していること。 (2) 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第7条第1項に規定する公害防止管理者の有資格者のうち、水質関係の公害防止管理者の資格を有する者又は都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第106条に規定する公害防止管理者の資格を有する者が専属していること。</p> <p>6 免除に係る下水と公共下水道に流入させる下水とは、排水系統を完全に分離し、かつ、その系統が容易に確認できること。</p> <p>7 源水の量及び免除に係る下水の排除量が測定できること。</p> <p>8 免除に係る下水の処理により生じた汚泥が適正に処理され、かつ、将来にわたってそれが継続されること。</p> |
| | 必要書類 |
| 備考 | 詳細は処理機関に要確認 |

石神井公園 三宝寺池の水深について

| | | 第1回 | 第2回 | 第3回 | 第4回 | 平均 |
|----------|-------|----------|----------|-----------|----------|------|
| 平成24年度 | 調査日 | H24.5.30 | H24.8.16 | H24.11.5 | H25.2.18 | — |
| (2012年度) | 水深(m) | 1.80 | 1.90 | 1.80 | 2.05 | 1.89 |
| 平成29年度 | 調査日 | H29.5.15 | H29.8.21 | H29.11.17 | H30.2.5 | — |
| (2017年度) | 水深(m) | 2.05 | 1.9 | 1.95 | 1.95 | 2.0 |
| 令和4年度 | 調査日 | R4.5.16 | R4.8.17 | R4.11.18 | R5.1.19 | — |
| (2022年度) | 水深(m) | 1.7 | 1.95 | 2.15 | 1.89 | 1.92 |

(出典)

平成24年度 都立公園池水質調査委託 報告書 (平成25年3月)

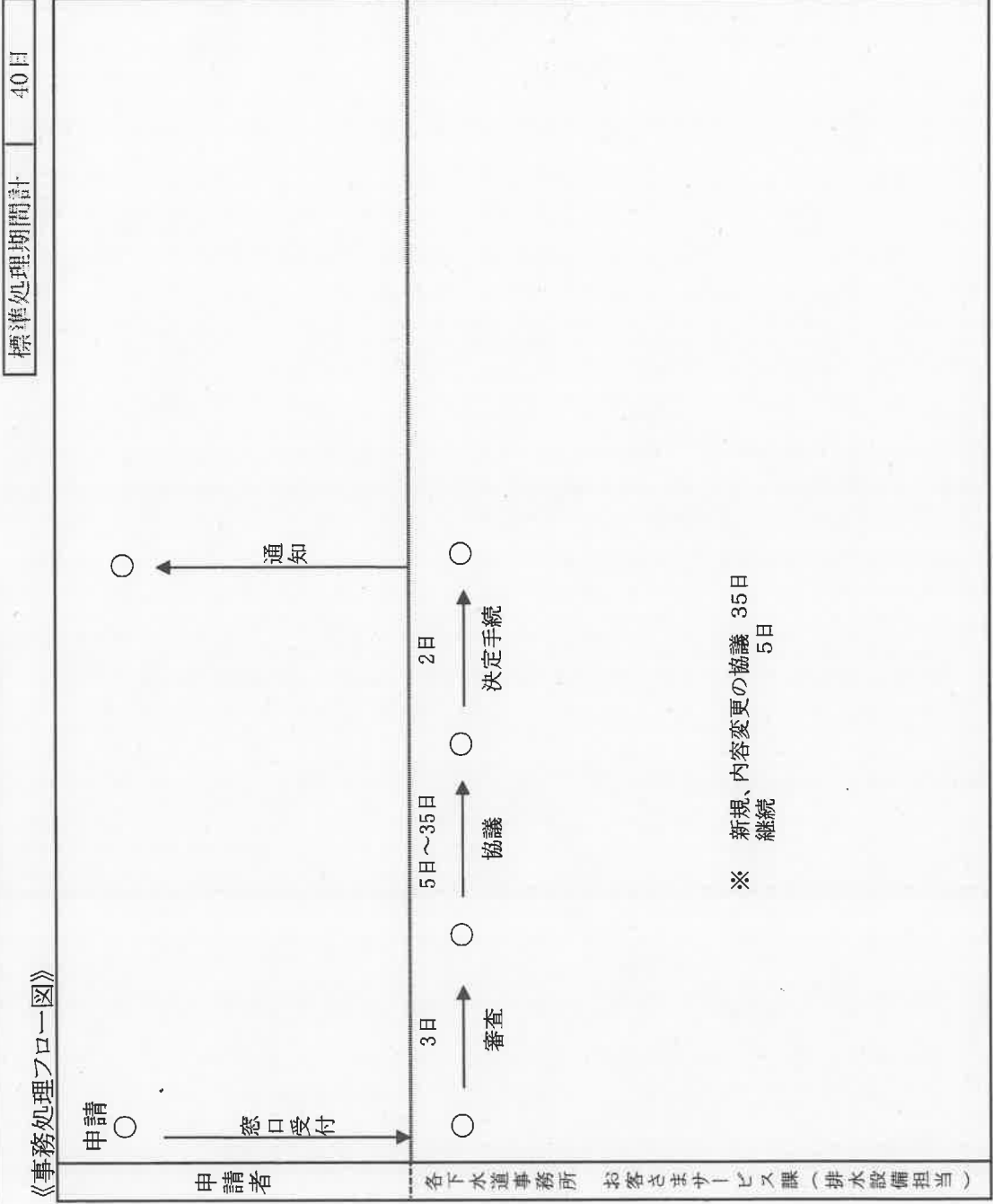
平成29年度 都立公園池水質調査委託 報告書 (平成30年3月)

令和4年度 都立公園池水質調査委託 報告書 (令和5年2月)

事務処理フロー図

| | |
|------|-------------|
| 事務名 | 排水設備設置義務免除 |
| 根拠法令 | 下水道法第10条第1項 |

作成部署 下水道局施設管理部排水設備課(排水設備担当) 電話03-5320-6583



《事務処理フロー図の説明》

| 項番 | 項目 | 説明 |
|----|------|--|
| 1 | 審査 | 申請書の内容について審査基準(排水設備設置義務の免除に関する事務取扱要綱)を満たしているかどうかを審査します。 |
| 2 | 協議 | 法令、水質等について総務課、排水設備課等と協議します。料金徴収、公共下水道一時使用等については、業務管理課と協議します。 |
| 3 | 決定手続 | 紀案決定の手続きを行います。許可の可否について下水道事務所長が決定します。 |
| 4 | 通知 | 申請者に通知します。 |
| 5 | | |
| 6 | | |
| 7 | | |
| 8 | | |
| 9 | | |

■考察

1)水深

平成23年度の平均値1.48mと比べ、本年度の平均値は1.89mであった。

2)水質

長期的な傾向は特にみられない。概ね横這い状態と考えられる。

三宝寺池は、水源である湧水量が豊富であることが、水質維持の要因であると思われる。水質基準（暫定）の達成率は、透視度が50%、BODが75%、SS、COD、T-Pは100%の結果であった。

3)浄化対策

循環設備以外の浄化施設は無い。

昨年度と同じく井戸水が約3,000m³補給されている。池水量が43,500m³なので井戸水のみ考慮した滞留時間は約14日であり、池の水質浄化に貢献していると考えられる。

4)汚濁負荷

来園者による水鳥、コイへの給餌が多く、餌、水鳥の糞が汚濁負荷となっている。また周辺樹木からの落葉、落枝も汚濁負荷となっていると考えられる。

■考察

(1) 水深

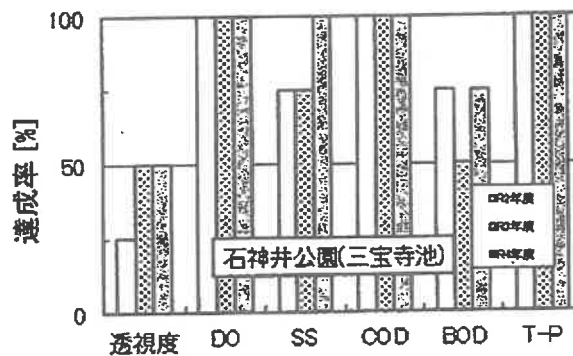
年間平均水深は令和2年度が1.8m、令和3年度が1.7m、本年度が1.9mで、池底が自然状態であることを考えると大きな変化は無いものとする。

(2) 水質

次頁に示した図より、大きな変動はなく概ね横這い状態である。

水質基準[暫定]の達成率の過去3年間の経年変化を下図に示す。

図より、DOとCODとT-Pは過去3年間100%を維持している。SSは本年度から達成率100%を達成している。



(3) 浄化対策

循環設備以外の浄化施設は無い。

昨年度と同じく井戸水が約3,000 m³補給されている。池水量が39,100 m³なので井戸水のみ考慮した滞留時間は約13日であり、池の水質浄化に貢献していると考えられる。

(4) 汚濁負荷

来園者による水鳥・コイへの給餌が多く、給餌や水鳥の糞が汚濁負荷となっている。また周辺樹木からの落葉、落枝も汚濁負荷となっていると考えられる。

■考察

(5) 水深

年間平均水深は、平成27年度が1.7m、平成28年度が1.6m、本年度が2.0mであり、ここ数年は安定している。

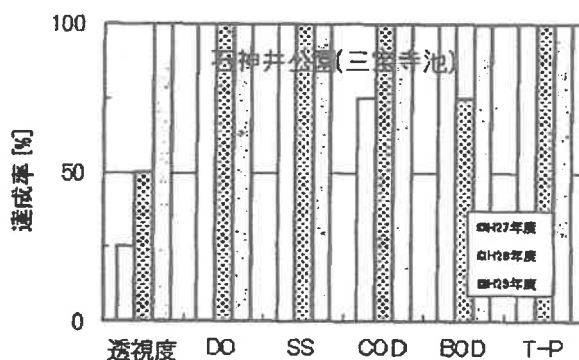
(6) 水質

次頁に示した図より、透視度以外は長期的な傾向は特にみられない。概ね横這い状態と考えられる。

三宝寺池は、水源である湧水量が豊富であることが、水質維持の要因であると思われる。

水質基準[暫定]の達成率の過去3年間の経年変化を下図に示す。

図より、透視度(25%→50%→100%)は昨年度から上昇し、その他の項目は横ばいの傾向であり、COD(75%→100%→100%)、BOD(100%→75%→100%)であった。DO、SS、T-Pは昨年度に引き続き100%であった。



(7) 浄化対策

循環設備以外の浄化施設は無い。

昨年度と同じく井戸水が約3,000m³補給されている。池水量が39,100m³なので井戸水のみ考慮した滞留時間は約13日であり、池の水質浄化に貢献していると考えられる。

(8) 汚濁負荷

来園者による水鳥、コイへの給餌が多く、餌、水鳥の糞が汚濁負荷となっている。また周辺樹木からの落葉、落枝も汚濁負荷となっていると考えられる。